

内閣参質一八六第六九号

平成二十六年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出国家戦略特区における海外からの労働者の受入れに関する質問に対する答

弁書

一から三までについて

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）においては、国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業等を実施するため、種々の規制の特例措置を定めているところである。

新たな規制の特例措置については、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）において検討することとしており、お尋ねの措置についても、その中で、必要に応じ検討してまいりたい。

